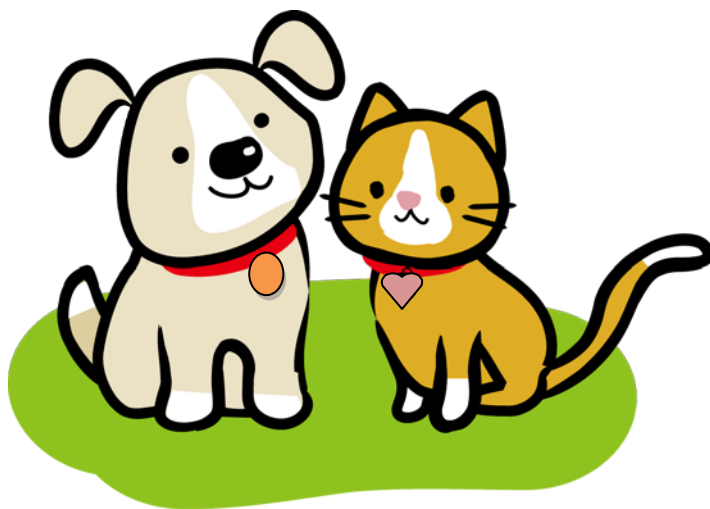


第2次岩手県動物愛護管理推進計画

～人と動物が共生する社会づくりに向けて～



平成26年3月

岩 手 県

目 次

第1 計画の改定の趣旨等

1 計画改定の趣旨-----	1
2 計画の性格-----	1
3 計画の期間及び対象区域-----	2
4 多様な意見の反映-----	2

第2 計画の基本目標と施策の体系

1 計画の基本目標-----	3
2 施策の体系-----	4
3 施策推進の考え方-----	4

第3 施策別の取組み

【視点1】県民の動物愛護思想の高揚

施策1：動物の愛護に関する普及啓発-----	5
------------------------	---

【視点2】動物の所有者による適正飼養の推進

施策2：終生飼養及び適切な繁殖制限措置の推進-----	7
-----------------------------	---

施策3：犬の登録・注射及び動物の所有者明示の推進-----	10
-------------------------------	----

施策4：動物による危害や迷惑問題の防止-----	13
--------------------------	----

施策5：実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進-----	18
-------------------------------	----

【視点3】動物の生存機会の拡大

施策6：動物の返還・譲渡の推進-----	20
----------------------	----

施策7：災害時の動物救護対策の推進-----	24
------------------------	----

【視点4】動物取扱業の適正化の推進

施策8：動物取扱業者に対する指導-----	29
-----------------------	----

【視点5】動物愛護管理施策の推進体制の構築

施策9：人材の育成及び多様な主体との協働-----	32
---------------------------	----

施策10：施設の整備等-----	35
------------------	----

第4 計画の推進指標----- 37

第5 計画の周知と点検等

1 計画の周知-----	39
2 計画の点検及び見直し-----	39

【資料1】岩手県における動物愛護管理業務実績-----	40
-----------------------------	----

【資料2】岩手県における東日本大震災津波発生時の対応-----	42
---------------------------------	----

第1 計画改定の趣旨等

1 計画改定の趣旨

平成17年6月に、動物の愛護及び管理に関する法律¹（昭和48年法律第105号、以下「動物愛護法」という。）が改正され、都道府県は、国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針²」（以下「基本指針」という。）に即して、都道府県の区域における動物愛護管理推進計画³を策定することが義務付けられました。

このため、県では、動物の愛護及び管理に関する県の施策の基本的な方向性や中長期的な目標を明確にし、施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成20年3月に岩手県動物愛護管理推進計画を策定し、人と動物が共生する社会づくりに向けて施策を推進してきました。

今般、平成25年8月に基本指針が改正されたことから、動物の愛護及び管理を取り巻く状況及びこれまでの施策の取組状況を踏まえ、基本指針に即して、計画の改定を行うこととしました。

2 計画の性格

本計画は、動物愛護法第6条に基づく計画であるとともに、動物の愛護及び管理に関する条例⁴（平成17年条例第35号）（以下「動物愛護条例」という。）第3条の規定により県が策定することとされている、動物の愛護及び管理に関する総合的な施策としても位置づけられるものです。

また、いわて県民計画⁵（平成21年度～平成30年度）の長期ビジョンにおける「安全・安心 ～『安心して、心豊かに暮らせるいわて』の実現～」に向けて、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための取組みの基本的な方向性を示すものになります。

¹ **動物の愛護及び管理に関する法律**：動物の虐待や遺棄の防止、動物の適正な取扱い及び動物愛護に関する事項等を定めて、動物による人や財産等への侵害や生活環境の保全上の支障を防止し、人と動物が共生する社会の実現を図ることを目的とした法律。この法律の対象となる「動物」からは、純粋な野生状態のもとにある動物は除かれており、本計画における「動物」も同様である。

² **動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針**：動物愛護法第5条に基づいて環境大臣が定める、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針。都道府県は、この指針に即して、当該都道府県の区域における動物愛護管理推進計画を定めなければならない。

³ **動物愛護管理推進計画**：当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画であり、次の4つの事項を定めるものとされている。①動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針/②動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項/③動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項/④動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備に関する事項

⁴ **動物の愛護及び管理に関する条例**：動物の愛護及び管理に関する県、県民及び飼い主の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護精神の高揚並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに動物の取扱いにより人に迷惑を及ぼすことの防止を図り、もって人と動物が共生する社会づくりに資することを目的とした条例。

⁵ **いわて県民計画**：「いっしょに育む『希望郷いわて』」を基本目標に掲げ、希望あふれる岩手を実現していくため、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間として策定した県の総合計画。概ね10年後を展望しながら、岩手にゆかりのある人も含めた県民一人ひとりが、これからどうありたいかを考え、県民の力を結集し、それぞれの希望に向かって行動していくための羅針盤としての性格を有するもの。

3 計画の期間及び対象区域

計画の期間は、2014 年度（平成 26 年度）を初年度とし、2023 年度（平成 35 年度）を目標年次とする 10 年間です。

対象区域は、岩手県全域とします。なお、中核市である盛岡市は、法令に基づき動物の愛護及び管理に関する業務の一部を実施しますが、県は盛岡市と連携して計画の目標達成に向けて施策を推進します。

4 多様な意見の反映

本計画の改定に当たっては、多様な意見、情報及び専門的知識を把握し、それらを必要に応じて計画に反映させるため、動物の愛護に関する団体、学識経験者、行政機関及び地域の代表からなる岩手県動物愛護推進協議会⁶（以下「協議会」という。）において策定に関する検討を行いました。

また、計画の実効性を高めるため、県内市町村から意見を聴取するとともに、策定過程等の透明性の向上及び計画内容についての合意形成等を図るため、パブリック・コメントを実施しました。

なお、動物の愛護及び管理に関する県民の関心や理解度、要望等を把握するために実施した県民意識調査の結果及び平成 25 年 9 月に開催した「動物の愛護を考えるシンポジウム」における参加者アンケートの結果についても計画の参考としています。

県民意識調査（アンケート調査）の概要

○調査内容

- ・ペット飼育に関する意識について
- ・動物取扱業者について
- ・動物愛護管理政策の推進について 等

○調査時期 平成 24 年 8 月

○調査方法 調査紙郵送及びインターネット

○調査対象 県政モニター（299 名）

○回答者 270 名（回答率 90%）

※ なお、前回の県民意識調査は、平成 19 年度に実施しています。

⁶ 岩手県動物愛護推進協議会：動物愛護法律第 38 条の規定に基づく動物愛護推進員の委嘱の推進及び活動に対する支援等に関する必要な協議並びに岩手県動物愛護管理推進計画の策定及び評価に係る検討等を行い、動物の愛護と適正飼養を図ることを目的として、同法第 39 条の規定に基づき県が設置する協議会。

第2 計画の基本目標と施策の体系

1 計画の基本目標

『人と動物が共生する社会の実現』

人と動物が共生する社会とは、

- ① 飼い主が命ある動物を適正に飼養し、
- ② 動物の存在が地域の人々により受け入れられ、
- ③ 地域の人々の間に生命尊重や友愛の気風がいきわたっている社会

動物は、人々の心に潤いと喜びを与え、地域社会や県民の生活を豊かにする、大切な存在になっています。

命あるものである動物に対して優しい眼差しを向けることができるような態度なくして、生命を尊重し、友愛と平和を愛する心を育むことはできません。動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあります。

一方で、こうした動物愛護の考え方が広く認められるためには、動物の飼い主が動物を飼養することに伴う社会的責任を十分に自覚し、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさないように動物を適正に管理していることが前提となります。

「人と動物が共生する社会」とは、このように動物の管理が適正に行われる中で、動物愛護の考え方が広くいきわたることによって実現する社会であり、いわて県民計画⁵の基本目標である「希望郷いわて」に向けての目指す姿の一つである「安心して、心豊かに暮らせるいわて」における、人と動物の「つながり」のあり方を示すものでもあります。

⁵ いわて県民計画：1ページ参照

2 施策の体系

「人と動物が共生する社会」の実現に向けて、県では、次のとおり5つの視点による10の施策に取り組めます。

【視点1】県民の動物愛護思想の高揚

施策1：動物の愛護に関する普及啓発

【視点2】動物の所有者による適正飼養の推進

施策2：終生飼養及び適切な繁殖制限措置の推進

施策3：犬の登録・注射及び動物の所有者明示の推進

施策4：動物による危害や迷惑問題の防止

施策5：実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

【視点3】動物の生存機会の拡大

施策6：動物の返還・譲渡の推進

施策7：災害時の動物救護対策の推進

【視点4】動物取扱業の適正化の推進

施策8：動物取扱業者に対する指導

【視点5】動物愛護管理施策の推進体制の構築

施策9：人材の育成及び多様な主体との協働

施策10：施設の整備等

3 施策推進の考え方

本計画では、県が主体となる動物の愛護及び管理に関する「施策推進の基本方向」を示していますが、これらの施策を円滑かつ効果的に推進するためには、県、市町村、一般社団法人岩手県獣医師会（以下「獣医師会」という。）、動物愛護団体⁷、ボランティア等の関係者の連携協力が不可欠です。

県は、動物愛護推進ボランティア⁸の委嘱や協議会⁶の運営等を通じて、関係者の協働関係の構築に努め、関係者の共通認識のもとに施策を推進していきます。

⁶ 協議会：2ページ参照

⁷ 動物愛護団体：動物の愛護を目的とする団体

⁸ 動物愛護推進ボランティア：動物愛護法第38条第1項の規定される「動物愛護推進員」の岩手県における呼称。地域における犬猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。動物愛護と適正飼養の普及啓発や譲渡のあっせん等の活動を行う。

第3 施策別の取組み

【視点1】県民の動物愛護思想の高揚

施策1 動物の愛護に関する普及啓発

目指す姿

動物の飼い主も飼い主でない人も、誰もが動物に優しい眼差しを向け、動物の命の尊厳を守ろうとする気風が広くいきわたっています。

現状

- 動物の愛護及び管理に関する各施策は、動物愛護法¹や狂犬病予防法⁹（昭和25年法律第247号）等の法律や、動物愛護条例⁴に基づき実施されています。
- 一般社団法人ペットフード協会が行った、全国犬猫飼育実態調査¹⁰で使用されている推定飼養頭数¹¹の算出方法によると、本県では、平成24年度において、約11万頭の犬と約9万頭の猫が飼養されていると推定されます。
- したがって、県内世帯（約51万世帯）においては、計算上はおよそ2.5世帯に1頭の割合で犬又は猫が飼養されていることとなるほど、動物は身近な存在となっています。
- 広く県民に動物の愛護と適正飼養に対する関心と理解を深めるため、毎年9月20日～26日の動物愛護週間中に、県内各地域において、獣医師会や関係団体等とともに、動物愛護フェスティバル等の動物愛護週間行事を開催しています。
- 平成25年には、動物愛護週間の中央行事として、獣医師会や関係団体等との共催により、東日本大震災津波の経験をもとに、動物愛護思想の普及啓発のための「動物の愛護を考えるシンポジウム」を盛岡市で開催しました。
- 動物愛護思想の普及啓発の資料として、絵本作家が描いた絵とともに、飼い主が、東日本大震災で被災した動物への想いをつづった「東日本大震災津波で消えた小さな命を想う」と題した小冊子を作成し、県内沿岸地域の小学校や図書館等に配布しました。

¹ 動物愛護法：1ページ参照

⁴ 動物愛護条例：1ページ参照

⁹ 狂犬病予防法：狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とした法律。

¹⁰ 全国犬猫飼育実態調査：一般社団法人ペットフード協会が全国の20～69歳の男女個人を対象としてインターネットにより実施した、全国の犬猫飼育等に関する実態調査。平成24年の調査対象は約50,000人。

¹¹ 推定飼養頭数：全国犬猫飼育実態調査において、「世帯数（総務省発表統計データ）」×「動物を飼養している世帯の割合（飼育率）（全国犬猫飼育実態調査データ）」×「一世帯当たりの平均飼育頭数（全国犬猫飼育実態調査データ）」から算出した飼養頭数のこと。なお、平成24年度は、「世帯数」として54,171,475世帯、「飼育率」として16.8%（犬）及び10.2%（猫）、「平均飼育頭数」として1.27頭（犬）及び1.76頭（猫）のデータが使用されている。

- 動物愛護思想の普及啓発のため、県ホームページやリーフレット等を活用しています。
- 学校と連携して動物愛護に関する出前授業を行う等の普及啓発活動を行っている保健所¹²もあります。

《県民意識※ ペット飼育が良い点について》

ペットを飼うことについて良いと思う点については、「生活に潤いや安らぎが生まれる」が75.6%（H19：74.7%）、「子どもたちが心豊かに育つ」が59.6%（H19：55.1%）、「家庭がなごやかになる」54.8%（H19：54.4%）の順となっていました。（複数回答、上位3項目） ※ 平成24年8月に実施した「県民意識調査」の結果。以下同じ。

課題

- 動物愛護フェスティバル等の動物愛護関連行事の参加者は動物の飼い主が中心であり、参加者が限定される傾向にあります。
- 動物愛護の普及啓発が、定型的な活動になりがちです。
- 動物愛護の普及啓発について、学校と連携した活動を行う保健所が限られています。

施策推進の基本方向

- 動物愛護に対する共感のもと、多くの地域住民の参加により動物愛護について広く普及啓発されるよう、動物愛護フェスティバル等の動物愛護関連行事の内容及び運営方法等について、見直しを進めます。
- 動物愛護団体⁷等との連携協力をさらに進めるとともに、各種広報媒体を活用して、動物愛護の普及啓発を行います。
- 学校と連携して行う動物愛護に関する普及啓発について、これまでの実績等を検証して質を向上させるとともに、活動地域を拡大します。
- 南部曲り家¹³、チャグチャグ馬コ¹⁴等、本県が動物と共生してきた歴史的風土について、県民の理解を進めます。

⁷ 動物愛護団体：4 ページ参照

¹² 保健所：地域保健法（昭和22年法律第101号）に基づき都道府県及び中核市等が設置する、地域住民の健康の保持及び増進のため、地域保健の向上等に関する業務を行う機関。動物に関する業務として、本県では狂犬病予防法や動物愛護条例に基づく業務も所管している。なお、盛岡市を除く県の各地域における動物愛護法に基づく業務の一部は広域振興局が実施するが、動物の愛護及び管理に関する業務を行う広域振興局の職員は保健所の業務を兼務することから、本計画では、県内の各地域において動物の愛護及び管理に関する業務を実施する「保健所」及び「広域振興局」を総称して、「保健所」と表記している。

¹³ 南部曲り家：「曲り家」とは、旧盛岡藩領、特に盛岡市周辺や遠野盆地を中心に多く見られる、母屋と馬屋が一体となったL字型の住宅。一般的に東側が台所で、南側に馬屋が突出する。馬屋の屋根には破風があり（入母屋）、かまどや炉でたく煙をはそこから排出され、このため馬の背や屋根裏の乾し草を乾かすことができる。南部曲り家は、(1)寄せ棟が多い、(2)平入り（長方の家屋の長径の側に入口がある）である、(3)棟（屋根）は母屋より馬屋が一段と低い、(4)曲がりの部分は母屋より小さく、馬屋になっている、等の特徴がある。

¹⁴ チャグチャグ馬コ：1978年（昭和53年）に国の無形民俗文化財に選定された、色鮮やかな装束で着飾った馬と馬主が行進する伝統行事。まだ馬が農作業に使われていた頃、農繁期の中で唯一の休息日に農耕馬に感謝するために設けられた行事が今に伝わったもの。南部曲がり家に代表される「愛馬精神」から生まれたとされる。

【視点2】動物の所有者による適正飼養の推進

施策2 終生飼養及び適切な繁殖制限措置の推進

目指す姿

動物が遺棄されたり、飼養を放棄されたりすることなく、飼い主により最後まで責任を持って飼養されています。また、不妊去勢手術等の措置が適切に実施され、動物のみだりな繁殖がありません。

現状

- 動物愛護法¹が改正され、平成25年9月から、動物の終生飼養¹⁵は、飼い主の責務となりました。なお、本県の動物愛護条例⁴では、従前より、飼い主の責務として動物の終生飼養を定めていました。
- 保健所¹²では、動物愛護法に基づき、やむを得ない事由により犬猫の飼養を継続できなくなった飼い主及び所有者不明の動物の拾得者等からの求めに応じて、犬猫の引取り¹⁶を行っています。(表1)
- 犬猫の引取りに当たっては、飼い主が安易に保健所に引取り要請を行わないよう、引取りの相談者に対し、飼い主の責務である終生飼養について指導を実施しています。
- 動物愛護法の改正により、平成25年9月から、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合は、保健所が引取りを拒否することができるようになりました。
- 犬猫の引取り頭数は減少傾向にあります。しかし、直近3年間においては、猫ではほぼ横ばいとなっている等、減少傾向が鈍化しています。なお、推定飼養頭数¹¹に占める犬猫の引取り頭数(平成24年度)は、犬で0.27%(全国平均:0.62%)、猫で2.1%(全国平均:1.4%)となっています。
- 引取りした犬の約7割、猫の約4割が飼い主からの依頼によるものです。(表2)
- 引取りした犬の約3割、猫の約5割が幼齢のものです。(表2)
- 飼い主から犬猫を引取る場合は、引取り手数料を徴収しています。
- 負傷動物に係る通報があった場合は、保健所が収容するとともに、獣医師会への委託等により、必要な治療を行っています。(表3)

¹ 動物愛護法：1ページ参照

⁴ 動物愛護条例：1ページ参照

¹¹ 推定飼養頭数：5ページ参照

¹² 保健所：6ページ参照

¹⁵ 終生飼養：所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること。

¹⁶ 引取り：動物愛護法第35条に基づき、都道府県や中核市等は、所有者又は拾得者等から犬及び猫の引取りを求められたときは、これを引取らなければならないとされているもの。動物愛護法の改正により、平成25年9月以降、動物の所有者から引取りを求められた場合において、引取りを求める相当の事由がなければ、引取りを拒否することができるようになった。

表 1 犬猫の引取り頭数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
犬	640	631	424	403	375	296
猫	2,490	2,541	1,963	1,989	1,748	1,956

表 2 犬猫の引取りに係る依頼者及び成熟度別頭数

(1) 犬の引取り

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
所有者	成熟	346	264	232	202	200	160
	幼齢	124	187	86	84	55	44
	合計	470	451	318	286	255	204
拾得者 等	成熟	112	138	74	100	89	69
	幼齢	58	42	32	17	31	23
	合計	170	180	106	117	120	92

(成熟:生後 91 日以上、幼齢:生後 90 日以下)

(2) 猫の引取り

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
所有者	成熟	303	262	216	318	236	246
	幼齢	730	620	470	464	382	583
	合計	1,033	882	686	782	618	829
拾得者 等	成熟	451	478	296	282	331	288
	幼齢	1,006	1,181	981	925	799	839
	合計	1,457	1,659	1,277	1,207	1,130	1,127

(成熟:生後 91 日以上、幼齢:生後 90 日以下)

表 3 負傷動物の保護收容頭数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
犬	24	11	9	11	7	5
猫	66	27	44	31	15	47

《県民意識 飼っている犬や猫が、飼えなくなった場合について》

飼っている犬や猫等が、様々な事情で飼えなくなった場合どうするのがよいと思うかについては、55.6% (H19:61.9%) の人が「新たな飼い主を探す」と回答しましたが、「動物愛護団体や保健所等に引取ってもらう」と回答した人も 40.0% (H19:36.6%) を占めていました。

《県民意識：繁殖制限措置（不妊去勢手術）について》

不妊又は去勢手術を施している飼い主は、犬では 43.5% (H19:26.7%)、猫では 64.7% (H19:76.5%) で、猫に比べて犬では意識が低いことがうかがえました。

なお、不妊去勢手術をしない理由としては、犬と猫のいずれも「かわいそうだから」と「手術費用が高いから」が上位を占めていました。

課題

- 犬猫の引取りについて安易な相談が保健所に寄せられる等、飼い主の責務である終生飼養に対する理解が十分とはいえない状況です。
- 平成 24 年度においても、年間合計 2,000 頭を超える犬猫が引取られています。
- 猫の屋内飼養¹⁷や不妊去勢手術の実施等、飼い主のいない猫を増やさないための飼い方が徹底されていません。
- 保健所が動物の引取りを拒否できるようになったことで、遺棄される動物の増加を危惧する意見もあります。

施策推進の基本方向

- 開業獣医師や動物取扱業者¹⁸等と連携協力のもと、飼い主の責務である終生飼養及び不妊去勢手術等の繁殖制限措置について普及啓発を行います。
- 飼い主から犬猫の引取りを行う場合は、動物愛護法第 35 条の引取り拒否の事由に該当しないか厳正に審査するとともに、終生飼養の観点から、飼い主に対し、飼養の継続又は新たな飼い主へ動物を譲り渡すための取組み等について指導及び助言を行います。
- 子犬や子猫を引き取る場合は、その親犬や親猫に対する不妊去勢手術等による繁殖制限措置¹⁹の実施について、飼い主への指導を徹底します。
- 動物の遺棄は犯罪であり、平成 25 年 9 月以降、動物を遺棄した場合の罰則（罰金）が強化されたことについて、県ホームページ等の各種広報媒体により周知します。
- 動物の遺棄が疑われる事案に対しては、警察と連携等して適切に対応します。

¹⁷ **屋内飼養**：動物を屋内で飼養すること。動物愛護条例第 10 条において、猫の飼い主は、その飼養をする猫の健康及び安全を保持するため、屋内で当該猫の飼養をするよう努めなければならないとされている。また、同条において、屋外で行動できるような方法で猫の飼養をする場合にあっては、猫がみだりに繁殖することを防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

¹⁸ **動物取扱業者**：動物（乳類、鳥類又は爬虫類）の販売、保管、貸出し、訓練、展示等の取扱業を営む者。業態によって、第一種動物取扱業と第二種動物取扱業に分類される。第一種動物取扱業者は知事への登録が、第二種動物取扱業者は知事への届出が義務付けられる。

¹⁹ **繁殖制限措置**：動物のみだりな繁殖を防止するために行う、不妊去勢手術、雄雌を分別して飼育すること等の措置。

施策3 犬の登録・注射及び動物の所有者明示の推進

目指す姿

狂犬病に対する理解が深まり、狂犬病予防法により登録が義務付けられる全ての犬が登録され、狂犬病予防注射を受けています。

所有者明示の必要性が理解され、全ての動物に、鑑札、名札、マイクロチップ等が装着され、飼い主がわかるようになっています。

現状

- 犬の飼い主は、狂犬病予防法⁹に基づき、飼い犬の登録を市町村で行うとともに、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせる必要があります。また、犬の登録後に交付される鑑札²⁰及び狂犬病予防注射を受けた後に交付される狂犬病予防注射済票²¹は、飼い犬に付けておかなければなりません。
- 犬の登録、狂犬病予防注射の接種及び所有者明示²²の推進のため、国や県が作成するリーフレット等を飼い主等へ配付するほか、県ホームページ等の各種広報媒体を活用し、普及啓発に努めています。
- 犬の登録、狂犬病予防注射の接種を推進するための協議等を行うため、各保健所¹²と市町村及び獣医師会等が連絡会議を開催しています。
- 犬の登録頭数に占める狂犬病予防注射頭数の割合（注射率）は86.1%で、全国の都道府県では4番目に高い状況となっています。（平成24年度）
- マイクロチップ²³の普及促進のために獣医師会が行うマイクロチップ装着デモンストレーション等の活動を支援しています。
- 県における犬猫のマイクロチップ登録頭数（AIPO²⁴登録頭数）は表5のとおりです。

⁹ 狂犬病予防法：5 ページ参照

¹² 保健所：6 ページ参照

²⁰ 鑑札：狂犬病予防法第4条に基づき、飼い犬の登録を行った場合に市町村長から交付される、登録済みの犬であることを証明する標識。同法により、飼い犬に着けておくことが義務付けられている。なお、犬の登録は、1頭の犬につき、生涯1回である。

²¹ 狂犬病予防注射済票：狂犬病予防法第5条に基づき、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせた場合に市町村長から交付される、狂犬病予防注射接種済みの犬であることを証明する標識。なお、同法により、狂犬病予防注射は毎年受けさせることが義務付けられている。

²² 所有者明示：動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講じること。識別器具として、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札、マイクロチップ、入れ墨、脚環等がある。なお、犬における鑑札も所有者明示の一つであると考えられる。

²³ マイクロチップ：直径2mm、長さ約8～12mmの円筒形の電子標識器具で、内部はIC、コンデンサ、電極コイルからなり、外側は生体適合ガラスで覆われている。チップには、世界で唯一の15桁の数字（番号）が記録されており、この番号を専用のリーダー（読取器）で読み取ることができる。動物の安全で確実な個体識別（身元証明）の方法として、ヨーロッパやアメリカをはじめ、世界中で広く使われている。日本国内では、AIPO（動物ID普及推進会議）において一般的な犬猫等のマイクロチップデータの登録・管理・照会等が行われている。

²⁴ AIPO：Animal ID Promotion Organization（動物ID普及推進会議）の略称。マイクロチップによる犬猫等の動物個体識別の普及推進を行っている、（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会及び（公社）日本獣医師会からなる組織。

- 鑑札及び狂犬病予防注射済票は、小型犬等にも装着が容易となるよう、市町村が独自に形状を定めることができるとされており、岩手県内では3市1町が独自の形状を採用しています。

表4 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射実施頭数（狂犬病予防注射済票交付数）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
登録頭数 (A)	82,466	81,744	81,021	79,904	77,255	75,537	
注射頭数 (B)	73,064	72,007	71,037	69,274	65,298	65,073	
(注射率:%) (C=B/A)	(88.6)	(88.1)	(87.7)	(86.7)	(84.5)	(86.1)	
参 考	推定飼養頭数 (D)	122,591	126,107	118,002	113,938	112,972	108,646
	(注射率:%) (E=B/D)	(59.6)	(57.1)	(60.2)	(60.8)	(57.8)	(59.9)

【参考】第1次岩手県動物愛護管理推進計画の指標(推定飼養頭数に占める狂犬病予防注射実施率)
目標値:平成24年度 65%、平成29年度 70%

表5 岩手県における犬猫のマイクロチップ登録頭数（AIPO登録頭数）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
犬	77	153	522	919	1,518	2,208	
猫	4	14	61	113	243	348	
参 考	犬の登録頭数	82,466	81,744	81,021	79,904	77,255	75,537
	(登録頭数に占 めるマイクロチッ プ装着率:%)	(0.09)	(0.19)	(0.64)	(1.15)	(1.96)	(2.92)

《県民意識：所有者明示について》

飼っている犬や猫への所有者明示について、「何もしていない」との回答が犬で54.3% (H19:55.0%)、猫で67.7% (H19:73.5%)を占め、多少の改善はみられるものの、依然として所有者明示に対する意識の低さがうかがえました。

所有者明示をしない理由としては、「鑑札や名札を装着しても、すぐに外れてしまうから」、「動物が嫌がるから」との回答が多くを占めていました。

課題

- 改定前の計画の指標であった、推定飼養頭数¹¹に占める狂犬病注射実施頭数の割合は、平成24年度で59.9%と、平成24年度の間目標であった65%には到達しませんでした。
- 平成24年度の推定飼養頭数に占める登録頭数の割合は69.5%（全国平均：58.8%）であり、全国の都道府県の中では上位にあるものの、現在でも約3万頭の犬が未登録であると推測されます。
- 登録頭数に占める狂犬病予防注射実施頭数の割合は、全国の都道府県の中でも上位にあります。飼い主の義務である狂犬病予防注射は、本来、対象となる全ての犬に実施されるべきものです。
- AIPOにおける登録状況によると、犬の登録頭数に占めるマイクロチップ登録頭数の割合は、平成24年度において、犬で約2.9%（全国平均：9.0%）、猫で約0.45%（全国平均2.0%）と、全国平均と比較した普及率は全国でも下位となっています。

施策推進の基本方向

- 犬の登録率を高めるため、市町村、獣医師会及び動物取扱業者¹⁸等との連携協力のもと、未登録犬の飼い主に対して登録を働きかけます。
- 狂犬病予防注射の実施率を高めるため、市町村、獣医師会及び動物取扱業者等と連携協力のもと、未注射犬の飼い主に対して注射の実施を働きかけます。
- 名札等の動物の所有者明示の実施率を高めるため、県ホームページやリーフレット等の各種広報媒体を活用して必要性について周知するとともに、市町村、獣医師会及び動物取扱業者等との連携協力のもと、動物の飼い主に対して所有者明示の実施を働きかけます。
- マイクロチップの普及のための取組みを実施する獣医師会に対し、引き続き装着デモンストレーション等の活動に対する支援を行います。
- 鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着率の向上のため、そのデザインや材質の改良等について、市町村に対して必要な情報の提供及び助言を行います。

¹¹ 推定飼養頭数：5 ページ参照

¹⁸ 動物取扱業者：9 ページ参照

施策4 動物による危害や迷惑問題の防止

目指す姿

動物が適正に管理され、動物に起因する危害や迷惑問題のない地域社会が形成されています。

現状

● 犬による咬傷事故

- ・ 犬による咬傷事故²⁵は、表6のとおりですが、毎年50件程度の事故が発生しています。
- ・ 咬傷事故を起こした犬の飼い主に対しては、再発防止のための指導を徹底しています。
- ・ 犬が係留²⁶されていたにもかかわらず発生した咬傷事故の件数は、咬傷事故全体の約半数を占めています。
- ・ 近年は室内飼養犬による訪問者に対する咬傷事故が増加傾向にあります。
- ・ 犬の登録頭数1,000頭当たりの咬傷事故発生件数は0.71件であり、全国的平均の0.62件と比較して多くなっています。(平成24年度)

表6 犬による咬傷事故件数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
咬傷事故件数	74	58	59	45	46	55
(事故時に犬が係留されていなかったものの内訳)	(32)	(26)	(33)	(22)	(26)	(30)

● 不適正な動物の飼養による迷惑問題

- ・ 動物の健康管理や適正飼養については、リーフレット等の各種広報媒体を活用して普及啓発を行っています。
- ・ 希望者に対して適正飼養に係る講習会等を開催している保健所¹²もあります。
- ・ 保健所では、狂犬病予防法⁹及び動物愛護条例⁴に基づき、鑑札²⁰又は狂犬

⁴ 動物愛護条例：1ページ参照

⁹ 狂犬病予防法：5ページ参照

¹² 保健所：6ページ参照

²⁰ 鑑札：10ページ参照

²⁵ 咬傷事故：犬が人又は動物等を咬むことにより発生した事故。動物愛護条例第17条により、犬の飼い主は、飼い犬が人の生命、身体又は財産に危害を及ぼしたときは、直ちに、適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置を講ずるとともに、その事故及びこれらの措置について、所轄保健所長に届け出て、その指示を受ける必要がある。また、犬に咬まれた者は、遅滞なく、最寄りの保健所長にその旨を通報しなければならない。

²⁶ 係留：飼い犬を丈夫な鎖、綱若しくはひもでつなぎ、又はおり、さくその他の囲いに入れて飼養をすること。

- 病予防注射済票²¹を装着せず、係留されていない犬を捕獲・抑留²⁷しています。
- 犬の捕獲・抑留頭数は表7のとおり年々減少傾向にあり、平成19年度と比較して平成24年度は約5割となっています、
 - 平成24年度における犬の登録頭数に占める捕獲頭数の割合は0.44%であり、全国平均の0.81%と比較すると、少ない傾向にあります。
 - 動物に関する苦情が保健所に寄せられた場合、保健所では、苦情者及び関係者から状況を確認し、市町村や関係機関等と連携する等して、その原因に応じた指導を行っています。
 - 犬や猫の不適正な飼養に起因する苦情件数は、表8のとおり減少傾向にあるものの、依然として数多くの苦情が保健所に寄せられています。
 - これらの苦情の大半は、糞の放置、騒音（鳴き声）、臭気、放し飼い等、飼い主による不適正な動物の飼養によるものであり、動物の多頭飼育に起因するものもあります。
 - 地域猫活動²⁸について、平成24年度には先進的な取り組みを行っている自治体から講師を招いて、動物愛護担当職員、動物愛護推進ボランティア⁸及び市町村担当者を対象とした講習会を開催しました。
 - 盛岡市では、地域猫活動が活発に行われている地域があります。
 - 適正飼養の指標として、改定前の計画では「犬の平均年齢（狂犬病予防注射を実施した犬を対象としたもの）」を用いていましたが、表9のとおり、若干の伸びは認められたものの、平成24年度の間目標には到達しませんでした。
 - 動物の虐待が疑われる情報が、保健所に寄せられることがあります。

表7 犬の捕獲・抑留頭数（捕獲は飼い主不明で保護された犬を含む）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
捕獲・抑留頭数	678	636	548	468	382	332
(登録頭数に占める捕獲頭数の割合：%)	(0.82)	(0.78)	(0.68)	(0.59)	(0.49)	(0.44)

⁸ 動物愛護推進ボランティア：4ページ参照

²¹ 狂犬病予防注射済票：10ページ参照

²⁷ 捕獲・抑留：狂犬病予防法第6条の規定に基づき、登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は狂犬病予防注射を受けず、若しくは狂犬病予防注射済票を着けていない犬があると認めるとき、県はこれを抑留するため、捕獲しなければならないとされている。また、動物愛護条例第9条の規定に基づき、原則として、飼い主は犬を係留しなければならない、この規定に反して係留をされていない犬があると認めるときは、県はこれを抑留するため、捕獲しなければならないとされている。

²⁸ 地域猫活動：飼い主のいない猫との共生をめざし、住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていこうこと等、地域住民の十分な理解のもとに管理することで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的として行う活動。

表 8 犬猫に関する苦情件数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
犬	1,143	921	786	734	639	658
猫	340	616	210	354	227	284

表 9 犬の平均年齢（対象：狂犬病予防注射を実施した犬）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
平均年齢（歳）	6.87	7.20	7.26	7.13	7.17	7.12

（参考）第 1 次動物愛護管理推進計画の目標値 平成 24 年度：7.73 歳、平成 29 年度：8.43 歳

● **特定動物の飼養・保管**

- クマやライオンなどの特定動物²⁹の飼養状況（一時的な興行施設を除く）は表 10 のとおりです。
- 特定動物の飼養許可施設については半年に 1 回以上の立入検査を実施し、動物愛護法¹、「特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目」（平成 18 年環境省告示第 21 号）及び「特定動物の飼養又は保管の方法の細目」（平成 18 年環境省告示第 22 号）の基準が遵守されていることを確認しています。
- 本県での発生はないものの、全国的には特定動物が逸走³⁰して人に危害を加えた事例もあります。

表 10 特定動物飼養保管状況（平成 25 年 12 月 31 日現在）

施設数	飼養保管頭数					
	7 (内訳) 事業者:4 個人:3	ニホンザル	70	トラ	2	イヌワシ
チンパンジー		1	ヒョウ	3	シロサイ	1
マルブラウクモンキー		1	ピューマ	3	ワニガメ	1
ツキノワグマ		7	キリン	4	シュナイダームカシカイマン	1
チーター		2	アメリカバイソン	12		
ライオン		6	ゾウ	4		
16 種 119 頭(羽匹)						

¹ 動物愛護法：1 ページ参照

²⁹ 特定動物：人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として、動物愛護法施行令（昭和 50 年政令第 107 号）により規定される動物。飼養又は保管するためには、都道府県知事の許可が必要となる。

³⁰ 逸走：管理されている状態にあった動物が、その管理施設から逃げ出す等して、管理されていない状態になること。

《県民意識 ペット飼育による迷惑について》

他人がペットを飼うことで感じる迷惑としては、「散歩している犬のふんの放置など飼い主のマナーが悪い」が74.4%（H19：68.0%）、「猫がやって来てふん尿をしたり、畑・花壇などを荒らす」が54.1%（H19：51.2%）、「鳴き声がうるさい」が45.6%（H19：40.2%）、「犬の放し飼い」が44.4%（H19：39.9%）、「咬まれるなどの危害を加えられるおそれがある」が33.3%（H19：29.2%）が上位（複数回答、上位5項目）を占めていました。

課題

● 犬による咬傷事故

- ・ いまだに年間50件程度の咬傷事故が発生しています。
- ・ 係留中の犬による咬傷事故の発生は、咬傷事故を防止するための基本的なしつけを飼い主が十分に行っていないことに起因する場合があります。

● 不適正な動物の飼養による迷惑問題

- ・ いまだに年間300頭以上の犬が、係留されていないこと等により、捕獲・抑留されています。
- ・ 犬の無駄吠えを防止するために、人通りの少ない場所で飼養して犬に対するストレスを軽減する等、動物の習性等を考慮した適正な管理方法についての飼い主の理解が十分に得られていません。
- ・ 適正に飼養できる頭数の限度を超えた動物の多頭飼育の問題は、発見が遅れた場合、問題の長期化により苦情が拡大する傾向があります。
- ・ 無責任な餌やり等により、飼い主のいない猫が問題となっている地域があります。
- ・ どのような行為が動物の虐待にあたるか、十分に認識されていません。

● 特定動物の飼養・保管

- ・ 人への危害を防止するための管理方法について、飼い主の理解や対応が十分でない場合があります。

施策推進の基本方向

● 犬による咬傷事故

- ・ 咬傷事故のリスクを低減する犬のしつけ等について個別に指導を行うほか、県ホームページ等の広報媒体を活用して普及啓発を行います。

● 不適正な動物飼養による迷惑問題

- 広報誌の活用や地域の巡回等により、犬の係留義務や係留器具等の定期的な点検の必要性等について指導を行います。
- 動物愛護条例及び国が定める基準等に規定される飼い主の責務や遵守すべき事項について、県ホームページやリーフレット等の各種広報媒体を活用して周知します。
- 飼い主の信頼の厚い開業獣医師や動物取扱業者¹⁸等と連携協力のもと、動物の適正飼養（繁殖制限措置¹⁹、犬の係留義務、猫の屋内飼養¹⁷、周辺的生活環境への配慮、基本的なしつけ等）について指導等を行うほか、獣医師会や関係団体と連携して行う動物愛護週間行事において普及啓発を行います。
- 多頭飼育に関する情報収集に努めるとともに、必要に応じて、関係者や関係機関等と連携して適時適切な指導を行います。
- 飼い主のいない猫を増やさないための対策として、地域猫活動を行う地域については、そのための計画づくりに対する助言を行う等、市町村や関係団体等との連携協力のもと、地域の取組みを支援します。
- 不適正な動物の飼養等により、周辺環境が著しく損なわれていると認められる場合にあっては、動物愛護法や動物愛護条例に基づき勧告や命令等の必要な措置を講じます。
- 平成 25 年 9 月以降、動物をみだりに殺したり傷つけた場合及びみだりに餌や水を与えずに衰弱させるなどの虐待を行った場合の罰則（懲役又は罰金）が強化されたこと並びに環境省が示す動物の虐待が疑われる事例等について、県ホームページ等の各種広報媒体により周知します。
- 動物の虐待が疑われる事案に対しては、警察と連携等して適切に対応します。

● 特定動物の飼養・保管

- 半年に 1 回以上の頻度で飼養保管施設へ立入り、飼養保管に係る基準等の遵守や災害時の逸走防止等の対応について飼い主に対する指導を実施します。

¹⁷ 屋内飼養：9 ページ参照

¹⁸ 動物取扱業者：9 ページ参照

¹⁹ 繁殖制限措置：9 ページ参照

施策5 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

目指す姿

アニマルウェルフェアの考え方が広くいきわたり、実験動物や産業動物が、その利用目的に応じて適正に取扱われています。

現状

- 実験動物³¹を取扱う施設に対して、環境省が定める「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）について周知を行っています。
- 畜産機関及び団体等を通じて、と畜場³²や食鳥処理場³³等の産業動物³⁴を取扱う施設及び家畜の飼養者等に対し「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年総理府告示第22号。以下「産業動物の飼養保管基準」という。）について周知を行うとともに、必要に応じて、アニマルウェルフェア³⁵の観点から指導等を行っています。
- 県内には、人道的な動物の取扱いに関し、先進的な米国の基準に従っていると畜場もあります。

課題

- 基本指針²において、国は、実験動物に関し、関係省庁や団体等と連携して、3Rの原則³⁶や実験動物の飼養保管等基準の周知を行い、基準の遵守状況について定期的な実態把握を行うとともに、国際的な規制の動向や科学的知見を収集することとされています。
- また、産業動物に関しては、国際的な規制の動向も踏まえながら、動物の愛護及び管理に配慮した動物の飼養等のあり方を検討し、産業動物の飼養保管基準に反映するとともに、動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性について普及啓発を推進することとされています。

² 基本指針：1ページ参照

³¹ 実験動物：実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬(は)虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）。

³² と畜場：食用に供する目的で獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）をとさつし、又は解体する施設。

³³ 食鳥処理場：食用に供する目的で食鳥（鶏、あひる及び七面鳥）をとさつし、食用に供するための処理を行う施設。

³⁴ 産業動物：産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している哺乳類及び鳥類に属する動物のこと。

³⁵ アニマルウェルフェア：家畜の快適性に配慮した飼養管理。国際的に知られた概念である「5つの自由」である「①飢えと渇きからの自由」、「②苦痛、傷害又は疾病からの自由」、「③恐怖及び苦悩からの自由」、「④物理的、熱の不快感からの自由」、「⑤正常な行動ができる自由」は、動物福祉の基準原則とされている。

³⁶ 3Rの原則：国際的にも普及・定着している、実験動物の取扱いの基本的考え方。代替法の活用(Replacement)、使用数の削減(Reduction)及び苦痛の軽減(Refinement)からなる。

- なお、災害時における産業動物の取扱いについても、情報共有を図りつつ、関係省庁が協力して検討することとされています。

施策推進の基本方向

- 実験動物及び産業動物に係る国の動向を注視するとともに、基準等について改正があった場合等は、遅滞なく関係機関や団体と連携して、関係者に対する周知及び指導等を徹底します。

【視点3】動物の生存機会の拡大

施策6 動物の返還・譲渡の推進

目指す姿

県が保管している動物の情報が広く知られ、飼い主への返還及び新しい飼い主への譲渡が進んでいます。

現状

● 動物の返還

- ・ 保健所¹²の動物管理施設³⁷で保管する動物のうち、飼い主が判明したものについては飼い主への返還³⁸を行っています。
- ・ 飼い主への返還を推進するため、平成20年度には、県が保管する動物に係る情報をホームページで公開する体制を全ての保健所に整備しました。
- ・ 保健所が保管する犬の飼い主への返還率は増加傾向です。(表11)
- ・ 拾得者等から引取った所有者不明の猫は、飼い主がいまいと考えられるものも多く、飼い主に返還されるものは限られています。(表12)
- ・ 岩手県における平成24年度の返還率は、犬で50.1%(全国平均:29.4%)、猫で0.34%(全国平均:0.28%)です。

表11 犬の捕獲・抑留頭数(所有者からの引取りを除く)及び返還頭数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
捕獲・抑留頭数	678	643	548	468	382	332
返還頭数	146	203	200	197	182	169
(返還率:%)	(20.8)	(31.0)	(35.9)	(41.1)	(46.8)	(50.1)

表12 猫の引取り頭数(所有者からの引取りを除く)及び返還頭数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
引取頭数	1,457	1,659	1,277	1,207	1,130	1,127
返還頭数	2	2	3	4	2	4
(返還率:%)	(0.13)	(0.12)	(0.23)	(0.32)	(0.17)	(0.34)

¹² 保健所：6ページ参照

³⁷ 動物管理施設：捕獲・抑留した犬、引取りした犬又は猫及び収容した負傷動物を、飼い主への返還又は譲渡等までの期間、各保健所が一時的に保管する施設。

³⁸ 返還：保健所等が保管する動物をもとの飼い主に返還すること。

● 動物の譲渡

- 飼い主に返還されなかった動物のうち、健康状態や性質等、譲渡³⁹に適したものは、適正に動物を飼育できる新しい飼い主（動物愛護団体⁷を含む）に対して譲渡をしています。
- 譲渡のための動物の選定方法は、各保健所において統一的な方法により行っています。
- 保健所の管轄を超えて動物の譲渡を実施するため、譲渡希望者の情報を保健所間で共有しています。
- 譲渡の対象となる動物の情報を平成 20 年度から県ホームページに掲載し、譲渡希望者を募集しています。
- 譲渡により動物の適正飼養が普及することを目的として、譲渡前に保健所が開催する適正飼養講習会の受講を新たな飼い主に対して義務付けています。
- 譲渡のための動物の選定やしつけ、譲渡先のあっせん等は、保健所が動物愛護推進ボランティア⁸等と連携するなどして行っています。
- 保健所で保護される犬や猫の頭数が減少していること等から、譲渡に適したものの頭数も減少しており、譲渡の実績は横ばい傾向にあります。
- 岩手県における平成 24 年度の譲渡率は、犬で 32.0%（全国平均：30.8%）、猫で 4.1%（全国平均：10.5%）となっています。
- 譲渡された動物の飼養状況について確認を行い、必要に応じ、適正な飼養方法について指導等を行っています。

表 13 犬猫の譲渡頭数の推移（括弧内は捕獲・引取り頭数から返還頭数を除いた頭数に占める譲渡頭数の割合）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
犬	168	182	216	167	119	119
（譲渡率：%）	（16.4）	（20.2）	（32.0）	（29.4）	（25.8）	（32.0）
猫	98	138	104	58	82	82
（譲渡率：%）	（3.8）	（5.4）	（5.2）	（2.9）	（4.7）	（4.1）

《県民意識 犬猫の譲渡について》

保健所が捕獲した犬又は引き取った犬や猫等を、新しい飼い主に譲渡する場合は、「譲渡する犬や猫の性格や気質、健康状態、新しい飼い主となる人の飼養環境、飼育経験、動物に関する知識などを考慮して慎重に行うべき」との回答が 75.2%（H19：79.4%）を占めている一方、「犬や猫の性格や気質等には捕われずに積極的に行うべき」との回答も 16.3%（H19：13.5%）ありました。また、行政が行う必要はないとの回答も 8.5%（H19：13.5%）ありました。

⁷ 動物愛護団体：4 ページ参照

⁸ 動物愛護推進ボランティア：4 ページ参照

³⁹ 譲渡：保健所等が保管する動物であって飼い主に返還されなかったものを新たな飼い主に譲り渡すこと。

課題

● 動物の返還

- 動物が行方不明になっても、保健所、警察及び市町村への連絡を行わない飼い主もいます。
- 保健所が保管する動物の情報が、動物を捜索している飼い主等に十分に伝わらない場合があります。
- 所有者明示²²がされていないことや、飼い主から返還の申し出がないこと等により、保健所が保管する犬（所有者から引取り¹⁶した犬を除く）の約半数及び猫のほとんどが飼い主のもとへ返還できない状況です。

● 動物の譲渡

- 保健所が動物の譲渡を行っていることが十分に認知されていません。
- 動物の譲渡において、動物愛護推進ボランティアや動物愛護団体との連携が十分ではない場合があります。
- 譲渡を受けた動物が、適正に飼養されていない場合があります。

施策推進の基本方向

● 動物の返還

- 動物が行方不明になった場合は、保健所や警察に連絡する等、速やかな捜索が必要であることについて、県ホームページ等の各種広報媒体により周知します。
- 保護した動物に関する情報を市町村や警察等と共有するとともに、保健所のホームページで公開する等、行方不明になった動物を探している飼い主への情報提供を行います。

● 動物の譲渡

- 保健所が行う動物の譲渡について、ホームページ等の各種広報媒体により広く県民に周知します。
- 譲渡を行う動物を掲載した各保健所のホームページを一元的に管理すること等により、ホームページの閲覧を容易にします。
- 保健所と動物愛護推進ボランティア及び動物愛護団体の役割を明確にし、地域における動物愛護推進ボランティア等の特色を生かした譲渡を推進します。

¹⁶ 引取り：7ページ参照

²² 所有者明示：10ページ参照

- 譲渡先の動物の飼養状況等について定期的に調査を行い、必要な指導等を行うことにより、譲渡した動物の適正飼養を確保します。

施策7 災害時の動物救護対策の推進

目指す姿

災害発生時に迅速かつ円滑に動物救護活動を行うことができる体制が整備されています。動物との同行避難が、飼い主を含む地域住民に広く理解されています。

現状

- **東日本大震災津波が発生するまで**
 - ・ 岩手県の地域防災計画⁴⁰において「愛玩動物の救護対策」を定め、動物愛護の観点から、被災した動物の救護対策を、関係機関・団体との連携のもとに、迅速かつ適切に講じることとしていました。
 - ・ 平成19年7月に発生した「新潟県中越沖地震」において実施された動物救護活動等を踏まえ、平成20年4月に岩手県災害時動物救護本部設置要綱⁴¹を定めるとともに、同年5月には、獣医師会及び動物愛護団体⁷等の11団体と災害時の動物救護に関する協定を締結していました。
 - ・ 平成20年6月の「岩手・宮城内陸地震」発生時には、この協定に基づいた動物救護活動が行われました。
- **東日本大震災津波発生時の被災動物救護活動**
 - ・ 平成23年3月11日の「東日本大震災津波」発生時には、岩手県災害時動物救護本部設置要綱に基づき、県と災害時の動物救護に係る協定を締結する県内の動物愛護団体等と「岩手県災害時動物救護本部」（以下「救護本部」という。）を設置して、被災した動物の救護活動を行いました。
 - ・ 避難所⁴²や応急仮設住宅⁴³において動物が適正に取扱われるよう、関係団体等と連携して飼い主等に対する指導や助言を行いました。
 - ・ 「東日本大震災津波」の際に救護本部が行った活動の詳細は資料2（42～43ページ）のとおりです。
- **東日本大震災津波が発生してから**
 - ・ 平成24年11月には、救護本部の活動に係る検証結果を踏まえた課題（資

⁷ 動物愛護団体：4ページ参照

⁴⁰ 地域防災計画：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき県防災会議が作成する計画で、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するもの。

⁴¹ 岩手県災害時動物救護本部設置要綱：岩手県地域防災計画に基づいて、被災地における動物救護事業を実施し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行うための「岩手県災害時動物救護本部」の設置に関する要綱。

⁴² 避難所：災害発生時に避難をする場所の総称。地域防災計画に基づき市町村が指定するものもある。

⁴³ 応急仮設住宅：災害発生後、被災者に対して行政が一時的に供与する住宅。

料2参照)等を踏まえ、救護本部が行うべき活動について、「災害時の動物救護マニュアル」を策定し、市町村にも情報提供しました。

- 平成25年6月に環境省が作成した、「東日本大震災における被災動物対応記録集」や「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」についても、動物愛護団体や市町村に情報提供しました。
- 市町村が策定する地域防災計画において、市町村が行う動物救護対策を記載する市町村が増えています。
- 同行避難⁴⁴の事前準備の重要性については、リーフレット等を作成して周知しているほか、動物愛護週間行事等において周知を図っています。
- 避難所、応急仮設住宅及び災害公営住宅⁴⁵の管理者である市町村に対して、動物の飼い主と飼い主以外との住み分けや動物飼養に係るルール作り等に関する技術的な支援を行ってきました。

⁴⁴ **同行避難**：災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。

⁴⁵ **災害公営住宅**：県や市町村が被災者向け住宅として整備する、比較的低廉な家賃で入居できる公営住宅のこと。

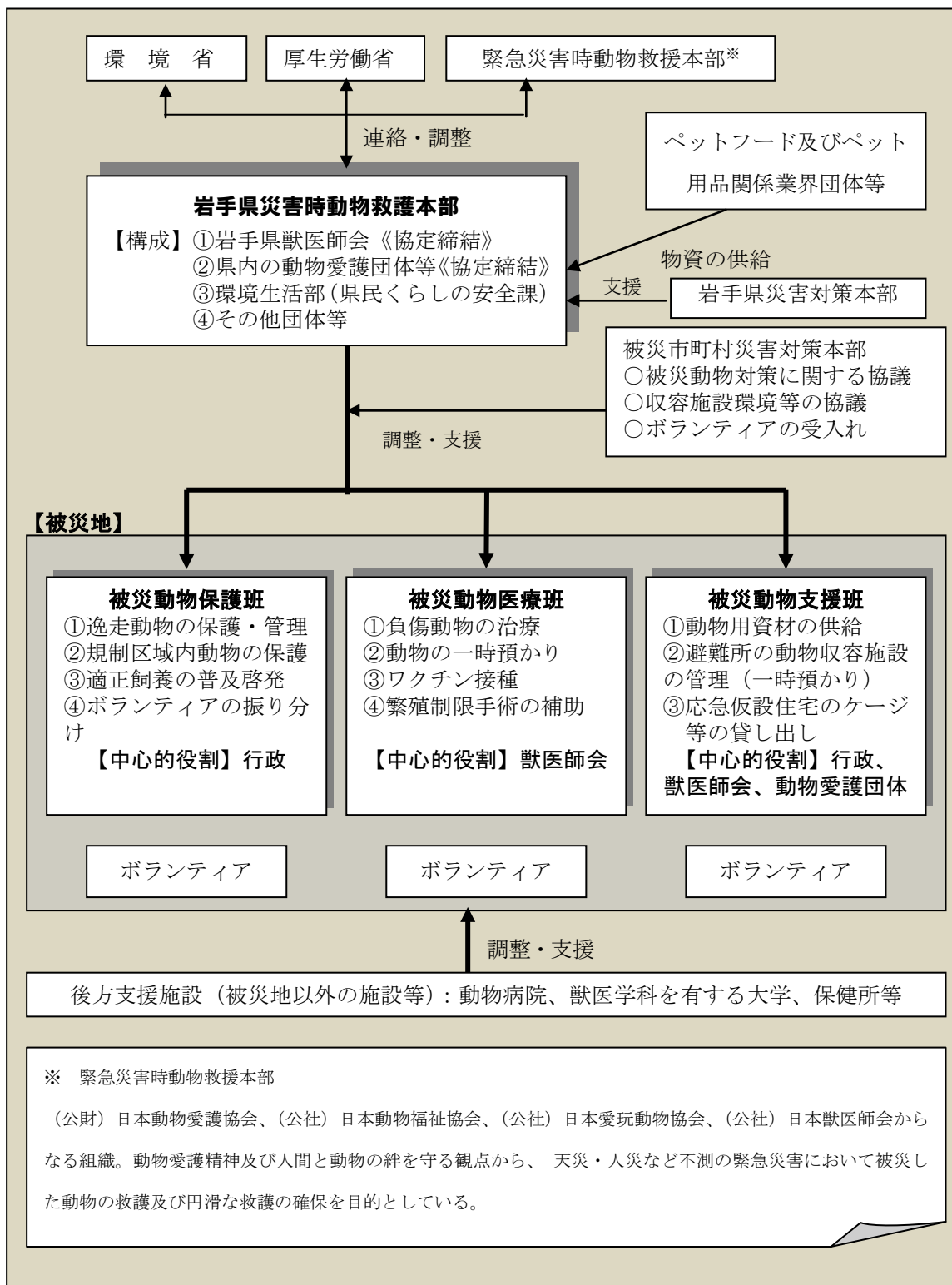


図2 災害発生時における動物救護対策のイメージ

「岩手県地域防災計画」 第15節 医療・保健計画

第9 愛玩動物の救護対策

- 県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、市町村等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行なうとともに、連絡調整に努める。
 - ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、市町村及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
 - イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。
 - ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、市町村と連携し、適正な飼養の指導を行なうとともに、環境衛生の維持に努める。
 - エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）

2 災害に備えた平常時の対策

○ペットとの同行避難

避難をする際には、飼い主はペットと一緒に避難する同行避難が原則となる。発災時に外出しているなどペットと離れた場所にいた場合は、自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示等を考えて、飼い主自身によりペットを避難させることが可能かどうかの判断が必要となる。

万が一、ペットとはぐれた場合には、ペットについての情報や避難時のペットの状況について、自治体の動物担当部署、警察等に届ける。

また、やむを得ずペットと一緒に避難できず、自宅等に置いてきた場合には、自治体の動物担当部署に相談する。発災時に外出しているなどペットと離れた場所にいた場合は、自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示等を考えて、飼い主自身によりペットを避難させることが可能かどうかの判断が必要となる。

《県民意識 ペットの災害対策について》

ペットの災害対策の実施状況については、「何もしていない」との回答が43.6%（H19：56.3%）でした。

実施している災害対策については、「持ち運びのできるケージやかごを常備している」が40.4%（H19：25.2%）、「持ち出すことのできるペットフードを常備している」が38.3%（H19：22.3%）、「行方不明になっても飼い主がわかるように鑑札や名札を装着している」が19.1%（H19：18.4%）となっていました。

《県民意識 避難所及び応急仮設住宅でのペットの飼養について》

避難所でペットを飼養することについて、「一定のルールを守れば飼っても良いと思う」との回答が76.7%であり、「飼ってはいけないと思う」との回答は14.4%でした。

応急仮設住宅でペットを飼養することについて、「一定のルールを守れば飼っても良いと思う」との回答が82.6%であり、「飼ってはいけないと思う」との回答は8.5%でした。

課題

- ・ 大規模災害発生時の動物救護活動について県と動物愛護団体等が締結している協定や、その協定に基づいて動物救護活動を行う「岩手県災害時動物救護本部」について、十分に認知されていません。
- ・ 「災害時の動物救護マニュアル」の実効性を確認するための情報伝達訓練等は行われていません。
- ・ 同行避難の準備の重要性について、十分に周知されていません。
- ・ 地域防災計画に災害時の動物救護に関する記載がない市町村もあります。
- ・ 緊急災害時に実施する動物救護活動並びに避難所、応急仮設住宅及び災害公営住宅等での動物の取扱い等に起因するトラブルを未然に防止するためのルール作りが十分に行われていません。

施策推進の基本方向

- ・ 大規模災害が発生した場合は、「岩手県地域防災計画」に規定される動物救護活動を実施するため、「岩手県災害時動物救護本部」を設置し、「災害時の動物救護マニュアル」等に基づき、現場の状況を踏まえた動物救護活動を適切に実施します。
- ・ 「岩手県災害時動物救護本部」の存在や活動について、県ホームページやリーフレット等の各種広報媒体を用いて広く周知します。
- ・ 各種マニュアルに基づいた動物救護活動が円滑に行われるよう、災害発生時の動物救護活動に係る情報伝達訓練等を行います。
- ・ 同行避難を想定した避難訓練の実施について、市町村等に働きかけます。
- ・ 同行避難の準備の重要性について、県ホームページやリーフレット等の各種広報媒体を活用して周知します。
- ・ 災害時の動物救護対策について、市町村の地域防災計画において規定されるよう働きかけます。
- ・ 避難所、応急仮設住宅及び災害公営住宅において動物の同伴を希望する入居者がいる場合に、可能な限り動物が飼養できるよう、管理者である市町村等に対して働きかけます。
- ・ 避難所、応急仮設住宅及び災害公営住宅において適切に動物が飼養されるよう、獣医師会等と連携し、動物の飼い主と飼い主以外との住み分けや動物飼養に係るルール作り等について、技術的な支援を行います。

【視点4】動物取扱業の適正化の推進

施策8 動物取扱業者に対する指導

目指す姿

動物の適切な管理のもとに動物取扱業が営まれています。また、動物愛護思想や適正飼養の普及啓発について、動物取扱業者がその実施主体の一つとしての役割を果たしています。

現状

- 動物愛護法¹の改正により、平成25年9月から、第一種動物取扱業者⁴⁶に対して幼齢動物の販売制限⁴⁷、犬猫等健康安全計画⁴⁸の策定及び販売時の現物確認・対面説明⁴⁹等の新たな規制が追加されました。
- また、一定の規模の動物飼養施設を設置して非営利で動物の譲渡³⁹等を行う団体等については、新たに第二種動物取扱業者⁵⁰としての届出が必要になりました。
- 第一種動物取扱業者の事業所数及び第二種動物取扱業者の飼養施設数は表14のとおりです。
- 動物取扱業については、保健所¹²が年1回以上の立入検査を実施しています。平成24年度には327件の立入検査を実施し、87件で必要な指導が行われました。
- 指導により、改善が認められない動物取扱業者¹⁸に対しては、勧告や命令を行うことができ、命令に従わない場合は動物取扱業の登録を取消することができます。なお、これまでに勧告を行った事例は1件ありますが、命令や登録の取消しを行った事例はありません。

1 動物愛護法：1ページ参照

12 保健所：6ページ参照

18 動物取扱業者：9ページ参照

39 譲渡：21ページ参照

46 第一種動物取扱業者：動物愛護管理法第10条第1項に基づく知事等の登録を受けて、動物取扱業（販売、保管、貸出し、訓練、展示、競りあわせ、譲受飼養）を営む事業者のこと。事業所ごとに動物取扱責任者の設置しなければならない。

47 幼齢動物の販売制限：生後56日（平成28年8月31日までは45日、それ以降別に法律に定めるまでの間は49日）を経過しない犬及び猫の販売又は販売のための引渡し・展示は禁止されている。

48 犬猫等健康安全計画：第一種動物取扱業者であって犬及び猫の販売をする事業者が、犬猫の適正な取扱いの確保のために策定し、都道府県に提出する義務のある計画のこと。計画には、①幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備、②販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い、③幼齢の犬猫等健康及び安全の保持に配慮した飼養・保管・繁殖・展示方法 等が規定される。

49 現物確認・対面説明：動物を販売する場合、動物を購入しようとする者に対し、あらかじめ、販売する動物の現在の状況を直接見せるとともに、対面によりその飼養方法、生年月日等適正飼養のために必要な情報を提供すること。

50 第二種動物取扱業者：飼養施設を設置して営利を目的とせず一定以上の動物を取扱う業を営む動物取扱業者。動物愛護管理法第24条の2の規定により知事等への届出が必要。動物の譲渡活動を行う動物愛護団体の動物飼養施設や動物の公園展示等が該当する。

- 第一種動物取扱業の適切な運営に資するため、動物を取扱う事業所に置かれる動物取扱責任者⁵¹に対して、動物愛護法に基づく研修会を定期的開催しています。
- 県民意識調査によると、動物取扱業者の利用者の約15%が、「劣悪な環境で動物が飼われていたのを見たことがある」と回答しています。

表 14 動物取扱業者数（平成 25 年 12 月 31 日現在、複数登録あり）

第一種	事業所数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り	譲受飼養
	304	155	168	3	26	29	0	0
第二種	飼養施設数	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示		
	3	1	0	0	0	2		

《県民意識 動物取扱業者から受けた被害等について》

動物取扱業者を利用したことがある人のうち 52.5%（H19：65.0%）が、「被害を受けたり、トラブルや不快な思いをしたことがある。」との回答でした。

動物取扱業者から感じた不快な思い等の内容は「劣悪な環境で動物が飼われていたのを見たことがある。」が、14.7%（H19：23.7%）、「病気やけがをした動物が展示されていた。」が 8.4%（H19：6.3%）、「動物の糞尿のにおいがひどい等、施設の周辺環境に悪影響を受けた。」が 7.4%（H19：11.3%）と、上位を占めていました。（複数回答、上位 3 項目）

課題

- 平成 25 年 9 月の動物愛護法の改正によって新たに第一種動物取扱業者に課された義務等、第一種動物取扱業者の規制の内容について十分に理解されていない事例があります。
- 第二種動物取扱業に係る新たな届出制度についての認知度は低いと考えられます。
- 動物愛護思想や動物の適正飼養の普及啓発の実施主体の一つとしての役割を動物取扱業者が担うことについて、十分に認識されていません。

施策推進の基本方向

- 第一種動物取扱業者の事業所及び飼養施設並びに第二種動物取扱業者の飼養施設に年 1 回以上の頻度で立入り、動物の飼養保管に係る基準の遵守状況等について監視を行い、動物が適正に取扱われるよう必要な指導を行います。
- 第一種動物取扱業者に対して、犬猫等健康安全計画の策定や幼齢の犬猫の販売

⁵¹ **動物取扱責任者**：第一種動物取扱業が、その業務を適正に実施するために事業所ごとに選任が義務付けられている責任者。知事等が実施する動物取扱責任者研修を年 1 回以上受講することが義務付けられている。

等の制限等、動物愛護法の改正に基づく新たな規制の内容について周知及び指導を行います。

- 動物の譲渡を目的として動物を飼養する団体等に対し、第二種動物取扱業者の届出制度について周知を徹底します。
- 動物取扱責任者研修において、第一種動物取扱業者が遵守すべき基準等に加えて、動物愛護思想や動物の適正飼養の普及啓発の役割を動物取扱業者が担う必要性について理解を促します。

【視点5】動物愛護管理施策の推進体制の構築

施策9 人材の育成及び多様な主体との協働

目指す姿

動物の愛護や適正な飼養に関して識見をもった人材が多く育成され、多様な主体との協働により、質の高い動物愛護管理施策が実施されています。

現状

- 動物愛護法¹第38条に基づき、獣医師会、動物愛護団体⁷等の会員等のうちから動物愛護推進ボランティア⁸を委嘱（平成25年12月末現在50名）しています。
- 動物愛護推進ボランティアは、地域の課題解決のための活動に対応した人材を委嘱しており、県が実施する動物愛護関連行事への協力や適正飼養に関する動物の飼い主への普及啓発・助言等について、各保健所¹²等と協議や意見交換等を行う等、連携した活動を行っています。動物愛護推進ボランティアの活動実績は表15のとおりです。
- 動物愛護推進ボランティアに対する研修会を定期的を開催し、動物の愛護及び管理に関する知識の普及啓発に努めてきました。
- 動物愛護推進ボランティアの委嘱の推進や活動の支援を行うとともに、動物愛護管理推進計画の進捗状況等の点検等、動物愛護管理行政の推進に関し必要な協議を行う協議会⁶を設置しています。
- より幅広い観点からの意見を施策の参考とするため、平成26年1月から、獣医師会、動物愛護団体及び行政機関等の委員に加え、学識経験者、動物取扱業者¹⁸及び地域住民の代表を新たな協議会委員として委嘱しています。
- 獣医師会は、動物の愛護及び適正管理に関する事業について、県内の11支会が各保健所と連携するなどして各種事業を実施しています。
- 県内には、現在10を超える動物愛護団体があり、それぞれの地域において保健所と連携した活動を行っています。
- 動物愛護担当職員を対象として、動物の愛護及び管理に関する研修会を定期的を開催しています。また、国や関係団体等が開催する会議や研修には、動物愛護担当職員を計画的に派遣しています。

¹ 動物愛護法：1ページ参照

⁶ 協議会：2ページ参照

⁷ 動物愛護団体：4ページ参照

⁸ 動物愛護推進ボランティア：4ページ参照

¹² 保健所：6ページ参照

¹⁸ 動物取扱業者：9ページ参照

表 15 動物愛護推進ボランティア活動実績

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
動物愛護推進 ボランティア数	48	45	45	50	50	50
活動 (延べ日数)	757	814	536	766	1,470	814
日数 災害分 ^{※2} 再掲				64	535	88
対象 (延べ人数)	7,875	10,382	17,408	21,313	13,446	21,765
人数 ^{※1} 災害分 ^{※2} 再掲				136	2,505	1,986

※1 対象人数とは、動物愛護推進ボランティアが動物愛護に関する活動（譲渡のあっせんや動物愛護に関する普及啓発活動）を行った相手方の人数

※2 災害分とは、東日本大震災津波に関連した被災動物救護等の活動した実績

課題

- 動物愛護団体の活動拠点が県内に偏在しており、動物愛護団体に所属する動物愛護推進ボランティアの委嘱は、その活動拠点地域に偏る傾向があります。また、各動物愛護推進ボランティアの活動状況にも偏りがあります。
- 地域課題を踏まえて保健所が実施する動物の愛護及び管理に関する取組みにおいて、動物愛護推進ボランティアや動物愛護団体等との連携を推進するための意見交換の機会が限られています。
- 協議会の委員からの意見聴取の機会が、会議形式によるものに限られています。
- 保健所と連携した活動の中で、新たな動物愛護団体も生まれていますが、地域において動物の愛護や適正飼養の普及啓発をさらに推進するためには、地域に根差したより多くの動物愛護団体の協力が必要です。
- 動物愛護担当職員を国や関係団体等が開催する会議や研修へ派遣する機会及び人数が限られています。

施策推進の基本方向

- 動物愛護推進ボランティアに対して定期的に研修会を開催し、動物愛護に関する最新の知見等の情報提供に努めます。
- 動物愛護推進ボランティアや動物愛護団体等と動物愛護担当職員との意思疎通及び動物愛護推進ボランティアの資質向上を図るため、活動に関する事前協議や意見交換の場を積極的に設けていきます。
- 動物愛護推進ボランティアの委嘱規模や配置人数等については、必要に応じて見直しを行います。
- 新たな課題や事案に対応するため、速やかに協議会委員の意見を聴取することが必要な場合は、個別のインタビュー調査や電子メール、郵送等による調査も活用します。

- 地域住民と保健所が連携して活動を行う機会の拡大等により、新たな動物愛護団体の育成に努めます。
- 動物の愛護及び管理に関する会議や研修に動物愛護担当職員を計画的に派遣するとともに、その知識等を広く普及するため、動物愛護担当職員を対象とする伝達研修等の機会を確保します。
- 保健所の業務の中で、関係職員に対して計画的かつ継続的に、動物の愛護及び管理に関する研修が行われる体制を整備します。

施策 10 施設の整備等

目指す姿

動物の愛護及び管理に関する施策の実施体制が充実し、動物の愛護及び管理に関する業務が県内全域において活発に行われています。

現状

- 本県では、盛岡市保健所を含む、県内 10 箇所の保健所¹²において動物愛護管理業務を実施しています。
- 保健所及び動物管理施設³⁷の配置状況は図 1 のとおりであり、犬の捕獲・抑留業務²⁷及び犬猫の引取り¹⁶業務並びにこれらに付随する業務の処分等については、一部で集約化を図っています。
- 老朽化した動物管理施設については、必要な改修を計画的に実施しています。
- 動物愛護業務を集約して実施している全国の自治体では、動物愛護に関する活動が効果的に行われています。
- 動物愛護施策のさらなる推進のため、本県にも動物愛護業務を集約的に行う施設の設置を望む声があります。

《県民意識 動物愛護管理政策の推進について》

動物の愛護や適正な飼養の推進のために県が取り組むべきこととしては、「飼い主の迷惑行為に対する規制や指導を強める」が 28.1% (H19 : 38.1%) と最も多く、以下、「動物の愛護や正しい飼い方について学校や社会教育の場で十分に取り上げる」が 15.2% (H19 : 14.9%)、「テレビ、新聞、ポスターなどで動物の愛護や正しい飼い方の重要性を訴える」が 11.5% (H19 : 13.9%)、「動物の愛護や正しい飼い方の普及を進めるボランティア団体などの活動を支援する」が 10.0% (H19 : 11.0%)、「動物の愛護や正しい飼い方の相談や要望に応じる行政窓口を充実させる」が 7.8% (H19 : 7.5%)、「動物と触れ合い、動物に関わる知識を得ることができるよう公的施設を設置する」が 7.8% (H19 : 11.0%)、などの順となっています。(複数回答、上位 6 項目)

¹² 保健所：6 ページ参照

¹⁶ 引取り：6 ページ参照

²⁷ 捕獲・抑留：14 ページ参照

³⁷ 動物管理施設：20 ページ参照



図1 動物愛護管理業務実施機関及び動物管理施設の配置状況

課題

- 動物管理施設のあり方や動物愛護業務を集約的に行う施設の必要性について、明確な方向性を示すことができる段階にはありません。

施策推進の基本方向

- 動物管理施設のあり方や動物愛護業務を集約的に行う施設の必要性については、動物愛護団体⁷と連携して行う譲渡事業の推進状況や県土が広い本県の特性等を考慮し、引き続き、中長期的な課題として検討していきます。

⁷ 動物愛護団体：4 ページ参照

第4 計画の推進指標

【視点1】県民の動物愛護思想の高揚

指標	現状 (H24)	中間目標 (H30)	計画目標 (H35)	目標の考え方
① 動物愛護普及啓発行事の開催	1回	1回以上	1回以上	連携する獣医師会の支会単位の地域で年1回以上の開催を目指します。

【視点2】動物の所有者による適正飼養の推進

指標	現状 (H24)	中間目標 (H30)	計画目標 (H35)	目標の考え方
② 犬猫の引取り頭数	犬：296頭	犬：255頭	犬：214頭	平成16年度を基準に、75%減を目指します。 (平成16年：犬857頭、猫4,077頭)
	猫：1,956頭	猫：1,488頭	猫：1,019頭	
③ 犬の捕獲頭数 (所有者不明犬の引取りを含む)	332頭	267頭	199頭	平成16年度を基準に、75%減を目指します。(平成16年：795頭)
④ マイクロチップを装着した犬猫の登録頭数	犬：2,208頭	犬：3,312頭	犬：4,416頭	平成24年度を基準に、倍増を目指します。
	猫：348頭	猫：522頭	猫：696頭	
⑤ 特定動物飼養施設への立入調査実施率	87.7%	100%	100%	毎年度、県内に飼養施設がある全ての特定動物の飼養施設の立入調査を実施します。

【視点3】動物の生存機会の拡大

指標	現状 (H24)	中間目標 (H30)	計画目標 (H35)	目標の考え方
⑥ 犬の返還率	50.1%	55%	60%	これまでの計画推進目標を引上げ、返還率60%を目指します。
⑦ 猫の譲渡率	4.1%	6.0%	8.0%	平成24年度の倍増を目指します。
⑧ 地域防災計画に動物救護の記載のある市町村の割合	58%	100%	100%	平成30年度までに、全ての市町村の地域防災計画に災害時の動物救護対策が記載されることを目指します。

【視点4】動物取扱業の適正化の推進

指標	現状 (H24)	中間目標 (H30)	計画目標 (H35)	目標の考え方
⑨ 動物取扱業者への立入調査実施率	85.6%	100%	100%	毎年度、県内に事業所のある全ての動物取扱業者の立入調査を実施します。

【視点5】動物愛護管理施策の推進体制の構築

指標	現状 (H24)	中間目標 (H30)	計画目標 (H35)	目標の考え方
⑩ 動物愛護推進協議会の運営	2回/年	2回以上/年	2回以上/年	動物愛護推進協議会を年2回以上開催します。
⑪ 動物愛護推進ボランティアの延べ活動日数	814日	900日	1,000日	動物愛護推進ボランティア1人当たりの年間活動日数20日を目指します。

第5 計画の周知と点検等

1 計画の周知

この計画は、市町村、関係機関、関係団体、動物愛護推進ボランティア⁸及び協議会⁶委員にお知らせするとともに、各種広報媒体及びホームページ等の活用により、広く県民に対して本計画を周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。

2 計画の点検及び見直し

計画の進捗状況については毎年度公表するとともに、協議会において点検を行い、その結果を施策に反映させます。

また、国が平成30年度を目途として行う基本指針²の見直しに合わせ、計画の改定を行います。

² 基本指針：1 ページ参照

⁶ 協議会：2 ページ参照

⁸ 動物愛護推進ボランティア：4 ページ参照

資料1 岩手県における動物愛護管理業務実績

岩手県の動物愛護管理業務実績(犬)

項目／年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
総登録頭数	82,466	81,744	81,021	79,904	77,255	75,537	
(新規登録数)	(7,443)	(6,286)	(6,145)	(5,313)	(5,883)	(5,575)	
注射頭数	73,064	72,007	71,037	69,274	65,298	65,073	
(注射率:%)	(88.6)	(88.1)	(87.7)	(86.7)	(84.5)	(86.1)	
捕獲頭数 A	508	463	442	351	262	240	
引取り 頭数	所有者 B	470	451	318	286	255	204
	所有者不明 C	170	180	106	117	120	92
	合計 D	640	631	424	403	375	296
負傷動物收容頭数 E	24	11	9	11	7	5	
返還頭数 F	146	203	200	197	182	169	
(返還率:%) F/(A+C+E)	(20.8)	(31.0)	(35.9)	(41.1)	(46.8)	(50.1)	
譲渡頭数 G	168	182	216	167	119	119	
(譲渡率:%) G/(A+D+E-F)	(16.4)	(20.2)	(32.0%)	(29.4%)	(25.8%)	(32.0%)	
殺処分頭数 A+D+E-F-G	858	720	459	401	343	281	
(殺処分率:%) (A+D+E-F-G)/(A+D+E)	(73.2)	(65.2)	(52.5)	(52.4)	(53.3)	(51.9)	
咬傷事故件数	74	58	59	45	46	55	
苦情処理件数	1,143	921	786	734	639	658	

※ 平成 22 年度は、陸前高田市、大槌町は 12 月までのデータ

岩手県の動物愛護管理業務実績(猫)

項目／年度		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
引取り 頭数	所有者 A	1,033	882	686	782	618	829
	所有者不明 B	1,457	1,659	1,277	1,207	1,130	1,127
	合計 C	2,490	2,541	1,963	1,989	1,748	1,956
負傷動物収容頭数 D		66	27	44	31	15	47
返還頭数 E		2	2	3	4	2	4
(返還率:%) E/B		(0.13)	(0.12)	(0.23)	(0.32)	(0.17)	(0.34)
譲渡頭数 F		98	138	104	58	82	82
(譲渡率:%) F/(C-E)		(3.8)	(5.4)	(5.2)	(2.9)	(4.7)	(4.1)
殺処分頭数 C+D-E-F		2,456	2,428	1,900	1,958	1,679	1,917
(殺処分率:%) (C+D-E-F)/(C+D)		(96.1)	(94.5)	(94.7)	(96.9)	(95.2)	(95.7)
苦情件数		340	616	210	354	227	284

資料2：岩手県における東日本大震災津波発生時の動物救護活動

1 救護本部の概要

(1) 名称

岩手県災害時動物救護本部（以下「救護本部」という。）

(2) 活動期間

平成23年3月22日～平成23年8月21日

(3) 組織体系及び活動内容

ア 救護本部（事務局：社団法人岩手県獣医師会（以下「獣医師会」という。））

業務内容：ペット関係物資（ペットフード、ケージ等）の調達・管理・配送、基金の管理、
関係団体等との連絡調整等

構成団体：獣医師会、県内動物愛護団体等（10団体）※、岩手県（県民くらしの安全課）

※ 岩手県と災害時の動物の救護活動に関する協定を締結する動物愛護団体等

イ 地域支部

(ア) 被災動物保護班

活動内容：本部（事務局）との連絡調整、被災動物相談受付、逸走動物の保護・管理、
避難所等での適正飼養の普及啓発等

担 当：岩手県（各保健所）

(イ) 被災動物医療班

活動内容：負傷動物の応急治療、被災した飼い主等からの動物の一時保管、被災動物
に係る健康相談等

担 当：獣医師会の各支会

(ウ) 被災動物支援班

活動内容：本部（事務局）から提供されたペット関係物資の配布、避難所等における
飼養動物の飼養状況確認及びペット関係物資のニーズ調査、被災した飼い
主等からの動物の一時保管、避難所等での相談窓口設置

担 当：岩手県（各保健所）、獣医師会の各支会、県内動物愛護団体等（10団体）、
岩手県動物愛護推進ボランティア

(3) 動物の保護等の実績（平成23年8月21日の救護本部解散時）

	犬			猫		
	合計	返還	譲渡	合計	返還	譲渡
一時保管	166	123	10	71	50	3
引取り	21	—	17	37	—	19
飼い主不明	15	7	7	22	2	10
合計	202	130	34	130	52	32

2 救護本部の活動に係る検証

救護本部は、県と獣医師会が協議して設置することとしていましたが、発災直後は被災住民の支援対応に追われ、県が動物救護活動の対応にあたることは難しく、救護本部が設置されたのは、震災発生から 11 日後でした。しかし、その後の活動は概ね円滑に行われ、被災動物の救護に関して一定の成果をあげることができました。

東日本大震災津波における本県の動物救護活動が概ね円滑に行われた背景には、震災以前から、①岩手県地域防災計画に動物救護について明記されていたこと、②災害時の動物救護に係る協定を獣医師会及び県内動物愛護団体等と事前に締結していたこと、③救護本部の設置について要綱等を整備済みであったこと、④救護本部の構成団体が岩手県動物愛護推進協議会の構成団体でもあり、平時から関係者による意見交換等による関係者間の信頼関係が構築されていたこと等があると考えられました。

一方で、次のような課題も明らかとなりました。

(1) 動物愛護団体に係る基本的情報の把握について

県と協定を締結する団体が対応可能な活動地域や動物保管頭数等、動物救護に係る基本的情報が十分に把握されていなかったことから、発災後、県救護本部の対応を検討する段階になって、各団体に係るそれらの情報について改めて調査等を行う必要がありました。

(2) 被災動物に関する情報収集について

被災地を管轄する保健所が中心となり、避難所を巡回して動物の飼養状況の確認に努めましたが、被害が甚大かつ広範囲であったために十分な巡回ができず、被災動物の実態把握は困難を極めました。

(3) ペット関連物資の調達・管理・提供等について

救護本部事務局において、物資に関する被災地のニーズの把握が十分でなかったこと等から、支援物資の適切な供給が行われなかったこともあり。また、支援物資の一時保管場所等についても事前に検討されていなかったため、一部の動物病院等に負担が集中する状況がありました。

(4) 被災地における情報の把握と被災動物救護活動に係る情報の共有について

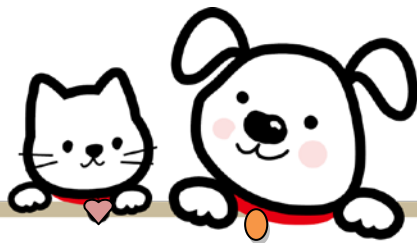
避難所等において実施する動物救護及び支援物資配布活動等について、活動を行う団体等の間で情報共有が不十分であり、同じ時間帯に同じ地域において活動が実施される等、活動地域に偏りが生じた場合があります。

(5) 保護等した被災動物の飼養管理について

保護等した被災動物の保管については、新たなシェルター等は設置せず、県の動物管理施設、動物病院、県内の動物愛護団体及び同団体に属する個人等への依頼により行いましたが、特定の個人等に対する責任や負担等の問題が危惧される場合があります。

(6) 保護等した被災動物の情報公開について

救護本部のホームページにより情報を公開しましたが、より多くの被災者に情報を伝える手段を工夫する必要があると思われました。



岩手県環境生活部県民くらしの安全課

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1

TEL : 019-629-5270

FAX : 019-629-5279

<http://www.pref.iwate.jp/>